

育成就労制度の受入れ対象分野 育成イメージ



世界をつなぐ。未来をつくる。

出入国在留管理庁

Immigration Services Agency



ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

受入れ対象分野（新たに追加する分野）の育成イメージ

育成就労制度における育成イメージ（リネンサプライ分野）

特定技能 1 号の技能水準 (相当程度の知識又は 経験を必要とする技能)	仕上げ作業（機械投入作業、検品作業、結束・包装作業、機械操作作業、機械メンテナンス作業、仕上げ作業ラインの 管理・指導作業）に従事できる。（技能実習 2 号修了者と同様）
--	--

↑ 育成就労評価試験（専門級）に合格

育成イメージ	技能実習 2 号移行対象職種であるクリーニング職種（リネンサプライ仕上げ作業）と同様の育成・評価
2 ～ 3 年目	機械投入作業に加えて、検品作業（不具合なリネンを取り除き分類するとともに不具合の原因等を特定し連絡調整等の対応を行う作 業）、結束・包装作業（仕上がったリネンを品種別等に分類し所定の方法で結束又は包装する作業）、仕上げ作業ラインの管理・指 導作業が行えるようになる。
1 年目	リネン品種(ライン)毎の仕上げ機械（投入機、畳み機等）への正確な投入作業、並びに当該作業に使用する機械操作作業・機械メン テナンス作業が行えるようになる



育成就労制度における育成イメージ（物流倉庫分野）

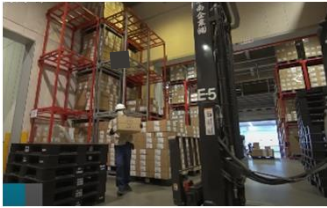
特定技能 1 号の技能水準 (相当程度の知識又は 経験を必要とする技能)	保管庫内において、単独で、荷捌き場で荷降ろしや検品、流通加工など倉庫内における業務に一貫して従事できるようになる。
--	---

↑ 特定技能 1 号評価試験試験に合格

育成イメージ	新たに物流倉庫分野全般に係る必須業務を設定し育成・評価
2～3 年目	荷捌き場における、貨物の移動、保管庫への格納を学ぶとともに、自身、周囲への安全確保を身に付ける。そして、保管庫内における、貨物の積み付け、スペース確保のための荷繰り（配置変更）、貨物ロケーション・機器施設・作業等の管理技能を身に付ける。
1 年目	荷捌き場における、入出庫貨物の受渡し、検品、仕分け、ピッキングの作業を行い、表示識別・個数把握等の多種多様な貨物に対する知識を習得するとともに、自身・周囲・商品に対する安全配慮を身に付ける。また、ラベル貼り・包装やり直し等の流通加工に係る技能を身に付ける。

業務工程

入庫



- トラックにより輸送された貨物を搬入
- 搬入した貨物を入荷検品し、格納場所・規格・記号等別に仕分け

保管



- 多種多様な貨物の特性に合わせ、貨物の移動や積み付けを行い、保管庫に貨物を格納
- 貨物の品質保持のために、温度や湿度等の環境整備、荷崩れ・破損防止や臭い・ほこりの付着防止等を実施

在庫管理等



- 倉庫内の入荷・出荷・在庫移動などの情報を報告し、在庫の数量・状態・保管場所を記録し把握
- 物流機器・施設の操作・点検・管理、作業全般の管理等を実施

ピッキング
流通加工



- 出荷指示に応じて、指定された貨物をピッキング
- 顧客のニーズに応じて、貨物へのラベル貼り・包装やり直し等の流通加工を実施

出庫



- 出荷検品により、貨物の個数等を確認し、貨物を仕分け
- 指定時刻に貨物を搬出し、トラックに引き渡し

必須業務（2～3 年目）

必須業務

育成就労制度における育成イメージ（資源循環分野）

特定技能 1 号の技能水準 (相当程度の知識又は 経験を必要とする技能)	指導者の指示を理解し、又は自らの判断により、多種多様な廃棄物を基準に合わせて、「受入れ」、「選別」を行い、物理的・化学的又は生物学的な手段により形態、外観、内容等を、設備を使って変化させて「処分」し、減容化・減量化・安定化・無害化して「搬出」するまでの一連の作業に「安全を確保」しつつ従事できる。また処分する「設備の保全」に従事できる。
--	--

特定技能 1 号評価試験に合格

育成イメージ	業務区分全般に係る必須業務を設定し、育成・評価
2 ～ 3 年目	多種多様な廃棄物の「受入」「選別」「処分」「搬出」を安全を確保しつつ行い、廃棄物に関する基準等の知識（マニフェストと自社許可及び搬入物との適合、また二次処理先の受入基準等）を習得するとともに、不適合物の対応（返却までの適切な隔離など）や設備の異常発見時対応（報告等）など、突発的な判断が求められる作業を行えるようになる。
1 年目	多種多様な廃棄物の「受入」「選別」「処分」「搬出」を指導者の下で行い、一連の作業の流れを理解するとともに、廃棄物の有害性・危険性や安全確認などの安全衛生に関する知識や行動を作業を通して習得する。



受入れ対象分野（業務区分の追加を行う分野）の育成イメージ

育成就労制度における育成イメージ（鉄道分野 軌道整備区分）

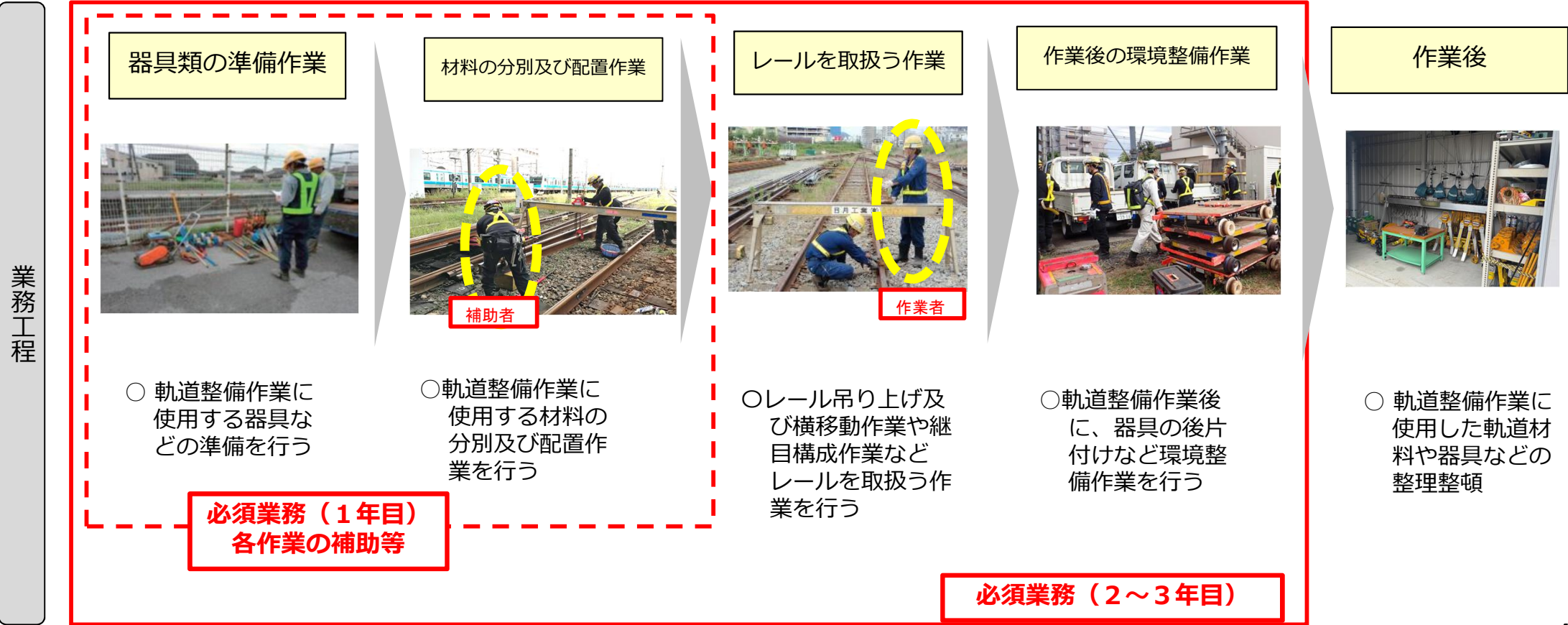
特定技能 1 号の技能水準 (相当程度の知識又は 経験を必要とする技能)	軌道検測作業、レール交換作業、まくらぎ交換作業、道床を取り扱う作業、保安設備を取り扱う作業等、軌道等の新設、改良、修繕に係る作業・検査業務等に従事できる。
--	---

↑ 特定技能 1 号評価試験に合格

育成イメージ	業務区分全般に係る必須業務を設定し、育成・評価
2～3 年目	軌道検測に関する作業、レールを取扱う作業、まくらぎを取扱う作業、道床を取扱う作業、保安設備を取扱う作業が行えるようになる。
1 年目	軌道検測に関する作業の補助、レールを取扱う作業の補助、まくらぎを取扱う作業の補助、道床を取扱う作業の補助、保安設備を取扱う作業の補助が行えるようになる。

※レールを取扱う作業を例とする

※上記以外に『育成就労計画審査基準』に記載の安全衛生業務も設定。



育成就労制度における育成イメージ（鉄道分野 電気設備整備区分）

特定技能 1 号の技能水準 (相当程度の知識又は 経験を必要とする技能)	電路設備、変電所等設備、電気機器等設備、信号保安設備、保安通信設備、踏切保安設備等の新設、改良、修繕に係る 作業・検査業務等に従事できる。
--	--

↑ 特定技能 1 号評価試験に合格

育成イメージ	業務区分全般に係る必須業務を設定し、育成・評価
2～3 年目	器具類の準備作業、材料の準備及び分別・配置作業、工具類の取扱い、電気設備整備作業、各種の電気設備の電圧・電流の測定、電気設備整備に必要な測定、電気設備の新設・改良・修繕作業、自主的な環境整備作業が行えるようになる。
1 年目	指示された器具類の準備作業、指示された材料の準備及び分別、配置作業、基本的な工具類の取扱い、電気設備整備作業の補助、各種の電気設備の電圧・電流の測定準備、電気設備整備に必要な測定準備、簡単な部品の取替作業、指示された環境整備作業が行えるようになる。

※上記以外に『育成就労計画審査基準』に記載の安全衛生業務も設定。



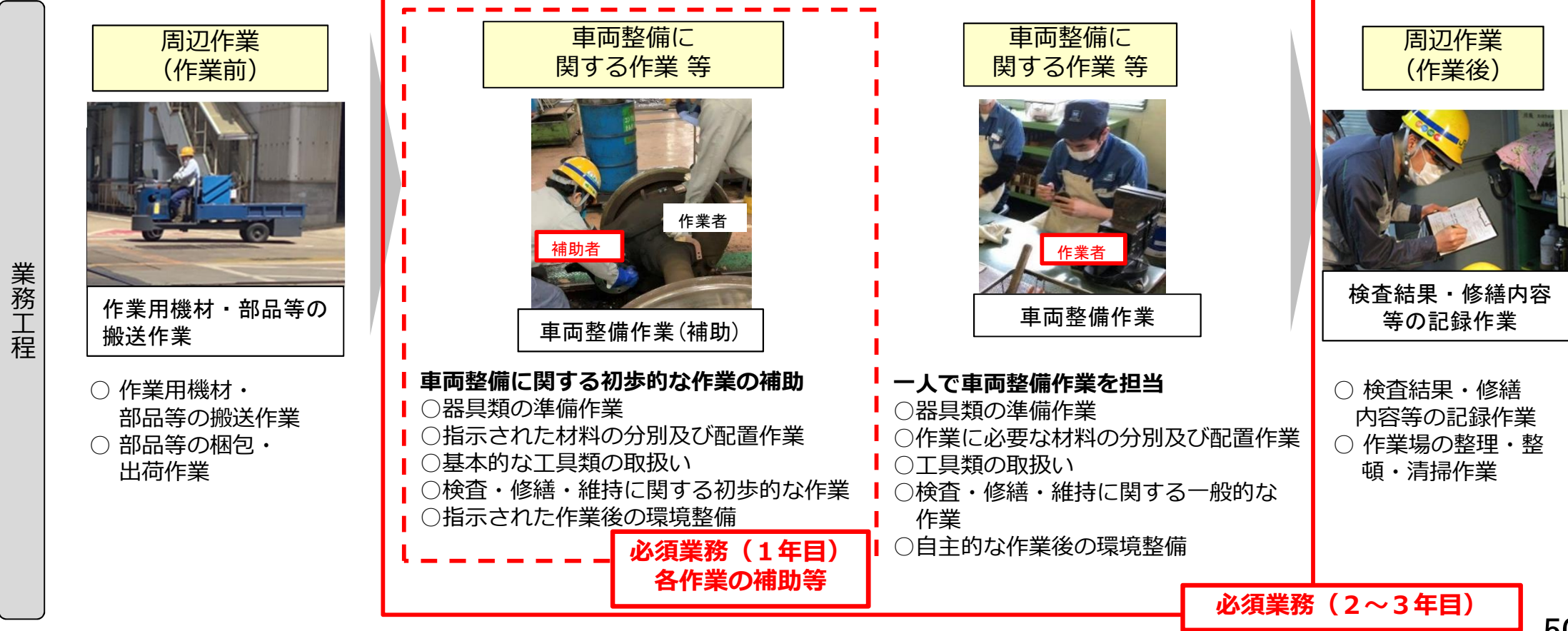
育成就労制度における育成イメージ（鉄道分野 車両整備区分）

特定技能 1 号の技能水準 (相当程度の知識又は 経験を必要とする技能)	列車検査、定期検査、臨時検査、構内入換、駅派出対応、改造工事、在庫・予備品管理、工場設備取扱い、定期・臨時 清掃業務等に従事できる。
--	---

↑ 特定技能 1 号評価試験に合格

育成イメージ	業務区分全般に係る必須業務を設定し、育成・評価
2～3 年目	器具類の準備作業、作業に必要な材料の分別及び配置作業、工具類の取扱い、検査・修繕・維持に関する一般的な作業、自主的な作業後の環境整備が行えるようになる。
1 年目	器具類の準備作業、指示された材料の分別及び配置作業、基本的な工具類の取扱い、検査・修繕・維持に関する初歩的な作業、指示された作業後の環境整備が行えるようになる。

※上記以外に『育成就労計画審査基準』に記載の安全衛生業務も設定。



育成就労制度における育成イメージ（鉄道分野 車両製造区分）

特定技能 1 号の技能水準 (相当程度の知識又は 経験を必要とする技能)	素材加工、部品組立て、構体組立て、塗装、溶接、ぎ装、台車枠製造、台車組立て、電子機器組立て、電気機器組立て、試験・検査、部品検収・配膳業務等に従事できる。
--	---

↑ 特定技能 1 号評価試験に合格

育成イメージ	業務区分全般に係る必須業務を設定し、育成・評価
2～3 年目	作業に必要な器具類の準備、作業に必要な材料の分別及び配置、工具類の取扱い、図面の読図、鉄道車両、鉄道車両部品等製造に関する加工・組立・測定、自主的な作業後の環境整備が行えるようになる。
1 年目	指示された器具類の準備、指示された材料の分類及び配置、基本的な工具類の取扱い、基本的な図面の読図、指示された鉄道車両、鉄道車両部品等製造に関する加工・組立・測定、指示された作業後の環境整備が行えるようになる。

※上記以外に『育成就労計画審査基準』に記載の安全衛生業務も設定。



育成就労制度における育成イメージ（鉄道分野 運輸係員区分）

特定技能 1 号の技能水準 (相当程度の知識又は 経験を必要とする技能)	ポイント操作、入換え合図、駅設備管理・取扱業務、旅客案内・貨物取扱業務、運行管理業務、車掌業務、運転士業務等に従事できる。
--	---

↑ 育成就労評価試験（専門級）に合格

育成イメージ	運輸係員区分のうち、駅係員作業に係る必須業務を設定し、育成・評価
2～3 年目	駅ホームにおける安全確認、駅設備の操作・点検、駅構内の旅客対応駅構内の巡回・点検、旅客用通路の開放・閉鎖、作業後の環境整備作業において、基本的な取扱いと共に、応用作業や異常時の作業、幅広い運転取扱いの知識が必要な作業が行えるようになる。
1 年目	駅ホームにおける安全確認、駅設備の操作・点検、駅構内の旅客対応駅構内の巡回・点検、旅客用通路の開放・閉鎖、作業後の環境整備作業において、補助的な作業や初歩的な取扱いが行えるようになる。

※上記以外に『育成就労計画審査基準』に記載の安全衛生業務も設定。



育成就労制度における育成イメージ（鉄道分野 駅・車両清掃区分）

特定技能 1 号の技能水準 (相当程度の知識又は 経験を必要とする技能)	車両内部清掃（折り返し清掃含む）、車両外部清掃、コンコース清掃・駅舎清掃、ホーム清掃（駅務機器、エレベータ、エスカレータ清掃含む）、休憩室清掃（駅員・乗務員用等）等に従事できる。
--	---

↑ 特定技能 1 号評価試験に合格

育成イメージ	業務区分全般に係る必須業務を設定し、育成・評価
2～3 年目	駅・車両の清掃箇所の確認、清掃種別（日常、定期、臨時）の確認、使用資機材の確認、作業時間帯の確認、業務分担の確認、列車運行状況の確認、作業の段取り、日常清掃、定期清掃、中間清掃、臨時清掃が行えるようになる。
1 年目	駅・車両の清掃箇所の確認、清掃種別（日常、定期、臨時）の確認、使用資機材の確認、作業時間帯の確認、業務分担の確認、列車運行状況の確認、作業の段取り、清掃器具や資材の使い方を修得するための各清掃作業の補助が行えるようになる。

※上記以外に『育成就労計画審査基準』に記載の安全衛生業務も設定。

業務工程

使用資機材の確認作業



- 清掃箇所の確認
- 清掃種別（日常、定期、臨時）の確認
- 使用する資機材の確認
- 業務分担の確認

ホーム清掃作業



- ごみの収集作業
- 集塵作業
- 椅子の拭き上げ作業
- ホームの拭き上げ作業

トイレ清掃作業



- 大便器の清掃作業
- 個室内の清掃作業
- トイレットペーパーの補充作業
- 小便器の清掃作業
- 洗面台の清掃作業
- 床の清掃作業

コンコース清掃作業



- ごみの収集作業
- 集塵作業
- 拭き上げ作業
- ポリッシャー洗浄作業
- コーティング施工作業

ごみ集積所の衛生管理



- ごみの分別作業
- ごみ集積所の洗浄作業
- ごみ集積所の消毒作業

必須業務（1 年目）
各作業の補助等

必須業務（2～3 年目）

受入れ対象分野（業務区分の切り分け等を行う分野）のイメージ

育成就労制度における育成イメージ（自動車整備分野 自動車整備区分）

特定技能 1 号の技能水準 (相当程度の知識又は 経験を必要とする技能)	道路運送車両法に基づく日常点検整備、定期点検整備及び特定整備の実施に関して、作業指示を理解し一人で適切に行うことができる。
--	---

↑ 育成就労評価試験（専門級）に合格

育成イメージ	業務区分全般に係る必須業務を設定し育成・評価
2～3 年目	1 年目の作業に加えて各装置の特定整備、各種テスター・測定機器類による各装置の複雑な良否判定及びそれに基づく整備作業が行えるようになる。
1 年目	各装置の車検、定期点検項目の良否判定及びそれに基づく整備の補助作業が行えるようになる。

業務工程

受付け



- 入庫時、整備主任者、自動車検査員等の作業指示を受け必要な整備作業の準備
- 必要部品、機械器具の準備

点検整備作業



- 原動機、かじ取り装置、制動装置等各装置の車検、定期点検項目の良否判定及びそれに基づく整備の補助作業を実施

必須業務（1 年目）

必須業務

特定整備作業



- 点検結果に基づき、原動機、かじ取り装置、制動装置等、各装置の特定整備を実施
- 各種テスタ・測定機器類を用いて、外観上では判別が困難な各装置の良否判定を行い、その結果に基づき整備作業を実施

必須業務（2～3 年目）

納車準備



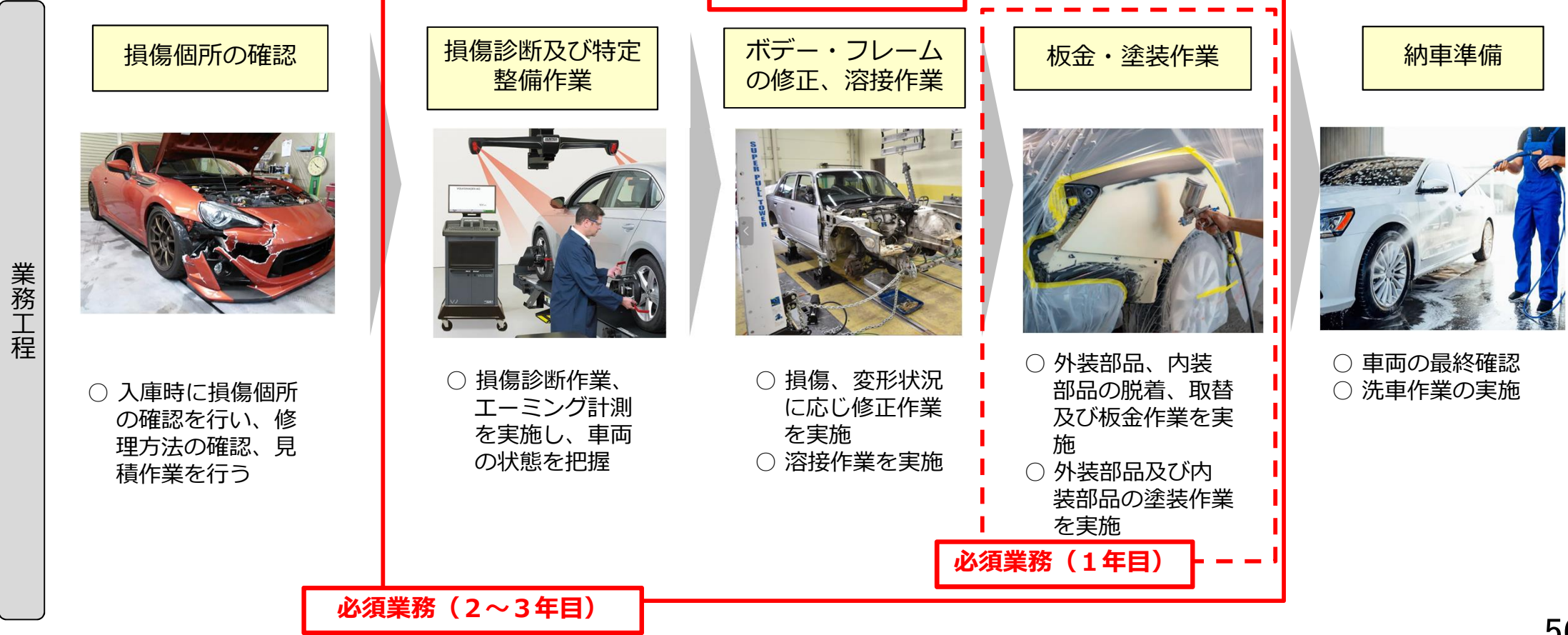
- 洗車、室内清掃作業の実施

育成就労制度における育成イメージ（自動車整備分野 車体整備区分）

特定技能 1 号の技能水準 (相当程度の知識又は 経験を必要とする技能)	指導者の指示を理解し又は自らの判断で車体損傷個所の変形修復に必要な作業並びに塗装のための塗料の調色及び塗装 作業に従事できる。
--	--

↑ 育成就労評価試験（専門級）に合格

育成イメージ	業務区分全般に係る必須業務を設定し育成・評価
2～3 年目	1 年目の作業に加えてボデー・フレームの修正、溶接作業、損傷診断及びカメラ、センサー等の校正作業が行えるようになる。
1 年目	外装部品、内装部品、電装品及び電子制御装置の脱着、取替及び板金塗装作業並びにそれに基づく付随作業が行えるようになる。



育成就労制度における育成イメージ（飲食料品製造業分野 飲食料品製造区分）

特定技能 1 号の技能水準 (相当程度の知識又は 経験を必要とする技能)	食品等を衛生的に取り扱う基本的な知識を有しており、飲食料品の製造・加工作業について、特段の育成・訓練を受けることなく直ちにHACCP（原材料の受入れから最終製品までの工程ごとに、微生物による汚染、金属の混入等の潜在的な危害要因を分析し、特に重要な工程を継続的に監視、記録する工程管理システム）に沿った衛生管理に対応できる程度の業務に従事できる。
--	--

↑ 特定技能 1 号評価試験に合格（注）

育成イメージ	特定技能制度でのみ従事可能となっている業務も含めた飲食料品製造業全般に係る必須業務を新たに設定し育成・評価（注）
2～3 年目	1 年目で目標とする作業に加えて、調理作業において品質管理基準に沿ったHACCPシステム（重要管理点（CCP）を設定し、そのモニタリングと管理記録・改善（是正）措置を行うこと）に基づく管理作業、成型及び整え作業、並び製品の仕上がり確認作業が行えるようになる。
1 年目	衛生管理作業が行えるようになる。下処理作業が行えるようになる。調理作業を標準作業書通りに行えるようになる。

注）上記のほか、業務区分に紐付く技能実習 2 号移行対象職種の作業単位（※）で主たる技能を設定し、技能実習同様の育成・評価を行うことも認める
※ 缶詰巻締、食鳥処理加工、牛豚部分肉製造、牛豚精肉商品製造、そう菜加工、農産物漬物製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、パン製造



育成就労制度における育成イメージ（飲食料品製造業分野 水産加工区分）

特定技能 1 号の技能水準 (相当程度の知識又は 経験を必要とする技能)	指導者の指示を理解し、原料の判別、洗浄、処理、最終形態への加工処理、製品仕上げ、品質判別までの一連の作業に従事できること。
--	---

育成就労評価試験（専門級）に合格（注）

育成イメージ	技能実習 2 号移行対象職種（※）を大括り化する形で必須業務を設定育成・評価（注） ※節類製造、加熱乾製品製造、調味加工品製造、くん製品製造、塩蔵品製造、乾製品製造、発酵食品製造、調理加工品製造、生食用加工品製造
2 ～ 3 年目	1 年目で行う作業に加えて、加工処理作業において加工度の高い処理（2 次加工：フィレ等）ができるようになる。また、製造作業において品質管理基準に沿った HACCP システム（重要管理点（CCP）を設定し、そのモニタリングと管理記録・改善（是正）措置を行うこと）に基づく温度や時間、加工状況の確認、製品の品質判別作業が行えるようになる。
1 年目	衛生管理作業、判別・洗浄、加工処理（1 次加工：ドレス等）作業が標準作業書通りに行えるようになる。

注）上記のほか、水産練り製品製造については、技能実習制度同様技能検定を活用した育成・評価を行うことも認める。

